

曾 於 市 長 五位塚 剛 殿
曾 於 市 議 会 議 長 谷口 義則 殿
曾 於 市 教 育 長 植村 和信 殿
指定管理者施設代表者 殿

曾於市監査委員 佐々木 良昭
曾於市監査委員 海野 隆平

公の施設の指定管理者監査の結果報告について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 7 項の規定により、指定管理者の監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を報告します。

記

第1 監査の期日及び対象

○平成 25 年 10 月 24 日(木)

- ① 清流の森大川原峡……………曾於市森林組合
- ② 財部デイサービスセンター……………(福)曾於市社会福祉協議会
- ③ 養護老人ホーム清寿園……………(福)輪光福祉会
- ④ 曾於市立図書館……………シダックス大新東ヒューマンサービス(株)

第2 指定管理者監査の方法及び着眼点

監査にあたっては、所管課より提出された関係資料により、所管課長・係長・指定管理者等から説明聴取を行い、下記の点に主眼をおき監査した。

- ① 指定管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- ② 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ③ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- ④ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- ⑤ 事業報告書の点検は適切になされているか。
- ⑥ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- ⑦ 管理施設は条例等の定めるところにより、適切に管理されているか。
- ⑧ 協定書等に基づく義務の履行は、適切に行われているか。
- ⑨ 利用促進のため、指定管理者の努力はなされているか。
- ⑩ 施設の管理に係る収支会計経理は、適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。

第3 監査の結果

基本協定書(年度協定書を含む)に基づく、事業内容、収支状況等について監査した結果、総体的には適正に管理運営・執行され、指定管理者制度の目的に沿った成果が得られていると認められた。

1 指定管理施設の根拠法令等

指定管理施設については、市条例、基本協定書(年度協定書を含む)に基づき管理運営されており、概ね良好と判断した。

2 指定管理手続等

修繕料の取り扱いにおいて、基本協定書(年度協定書を含む)と実際の支出において差異があるものが見受けられたので、財政課と協議する中で改善されたい。

3 関係書類の整備

全指定管理施設の帳簿、預金通帳等を確認したが、概ね良く整理・記帳され、管理目的に沿った支出がなされている。なお、業務報告書の提出が、収支報告書だけの報告の施設があったので、業務実施状況報告・自主事業報告書等、基本協定書に規定された報告書を速やかに提出されたい。また、指定管理者が市に支払う使用料について、市の使用料条例に基づき使用料を支払う施設については、条例に基づき使用料を算定し、協定書の内容と実態に齟齬が生じないように改善されたい。

4 備品等の取り扱い

市の標準書式の基本協定書第44条に「必要な備品等を指定管理料により購入することができる。この場合において、当該備品等は、「市の所有に帰属するものとする。」と定められているが、備品の一部について、協定書では指定管理者の所有を認めながら市で備品登録されているものがあった。迅速な事務処理の観点から市で備品を用意することが困難な場合、施設で用いる備品を明確に分類し、費用負担を定め、指定期間満了の際は、市の指定する者に引き継ぐことを協定書に定めることが望ましいと思われる。遺漏のないよう整備されたい。

5 総括

指定管理施設については、今後も随時、主務課は、実地調査による状況把握に努められるとともに、指定管理者と連絡調整を密に図りながら、施設の効用を最大限に発揮し、合理的な運営ができるように努められたい。

先にも述べたが、施設の老朽化に伴い修繕料等が大幅に増えることが予想される。修繕料の取り扱いについては、協議の上対処してもらいたい。ただ、修繕料が高額になってから対処するのではなく、定期的に点検等を実施し、早めの修繕を実施されたい。また、支払いについては、遅延防止に留意され、まとめて支払いせず、速やかな事務処理に努められたい。

例規集に、基本協定書、年度協定書の標準書式が定められている。主務課は、この標準書式を検討され、施設にあった協定書を作成され、それに沿った管理をされるようにされたい。

今後とも、指定管理施設の良好な管理運営を望むものである。

最後に、業務多用な中に、当該監査にご協力いただきました各位に対しまして、心から感謝申し上げます。